

平成24年  
南部町議会第2回臨時会  
会 議 録

平成24年4月24日

南 部 町 議 会

平成24年南部町議会第2回臨時会

平成24年4月24日(火)  
午前10時00分開会・開議

議 事 日 程 (第1号)

1. 議長あいさつ

2. 開会・開議

3. 日程報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 提出議題の報告

日程第 5 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

報告第 1号 専決処分した事件の承認について  
(南部町税条例の一部を改正する条例)

報告第 2号 専決処分した事件の承認について  
(南部町国民健康保険税条例の一部を  
改正する条例)

議案第32号 教育委員会委員の任命について

議案第33号 固定資産評価審査委員会委員の選任に  
ついて

議案第34号 固定資産評価審査委員会委員の選任に  
ついて

議案第35号 固定資産評価審査委員会委員の選任に  
ついて

4. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	市川 強	2番	望月 將名
3番	籬持 雅	4番	内田 大明
5番	萩原 敬	6番	遠藤 雄一
7番	小林 福雄	8番	佐野 礼三
9番	木内 利明	11番	佐野 哲也
12番	仲亀 七郎	13番	鍋田 幹雄
14番	堀之内 可和		

5. 欠席議員は次のとおりである。

なし

6. 会議録署名議員

11番 佐野 哲也                      12番 仲亀 七郎

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21名)

町 長	佐野 和広	教育委員長	尾山 幹雄
代表監査委員	大窪 昌樹	教 育 長	久保川 昭弘
会計管理者	望月 宝	総務課長	若林 正昭
財政課長	四條 和彦	企画課長	佐野 隆行
税務課長	青木 司	交通防災課長	望月 一弥
子育て支援課長	田村 秋人	福士保健課長 (兼)地域包括支援センター所長	望月 正文
住民課長	古屋 秀樹	産業振興課長 (兼)農業委員会事務局長	斉藤 文明
登記室長	佐野 日出夫	水道環境課長	長坂 正志
環境センター所長	若林 邦治	デイサービスセンター所長 (兼)老人福祉センター所長	近藤 勝
学校教育課長	若林 治	生涯学習課長	仙洞 田秀文
生涯スポーツ課長	望月 良治		

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名 (1名)

議会事務局長 望月 哲也

開会 午前10時00分

◎議長（堀之内可和君）

皆さん、おはようございます。平成24年第2回臨時会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

過日は、南部中学校の入学式、また各小学校入学式への出席、ご苦勞様でした。また22日には、たけのこまつりへの参加、誠にご苦勞様でした。

さて、第2回臨時会の開催通知を差し上げましたところ、議員各位には、何かとご多用のところご参集を賜り、誠にありがとうございます。円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

ただいまから平成24年南部町議会第2回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、平成24年南部町議会第2回臨時会は成立いたしました。

それではただちに本日の会議を開きます。

---

◎議長（堀之内可和君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において、11番 佐野哲也議員及び12番 仲亀七郎議員の両名を指名いたします。

---

◎議長（堀之内可和君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし の声）

ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

---

◎議長（堀之内可和君）

日程第3 諸報告を行います。

請願、陳情等についてであります。今期臨時会に付する請願、陳情等はありません。

地方自治法第121条の規定により、町長及び教育委員会委員長に出席を求めたところ、お手元に配付のとおり、説明員の出席並びに委任の通知がありましたので、ご承知願います。

町長から、お手元に配付のとおり議案の提出がありましたので、報

告いたします。

以上で諸報告を終わります。

---

◎議長（堀之内可和君）

日程第4

提出議題の報告ですが、お手元に配付してありますので、提出議題の朗読を省略させていただきます。

---

◎議長（堀之内可和君）

日程第5

最初に、報告第1号 専決処分した事件の承認について、南部町税条例の一部を改正する条例であります。

報告第2号 専決処分した事件の承認について、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

以上2件についてを議題として、町長の提案理由の説明を求めます。  
佐野和広町長。

◎町長（佐野和広君）

おはようございます。

過日のたけのこまつり、ご参加ありがとうございました。

それでは、本臨時議会にご提案をさせていただきました議案につきまして、その提案理由の説明をさせていただきます。

地方税制の改正に伴う専決処分による報告2件、人事案件であります、教育委員会委員人事案件1件、固定資産評価審査委員会委員人事案件3件であります。

始めに、報告第1号 南部町税条例の一部を改正する条例と、報告第2号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

平成24年地方税制の一部を改正する法律が、平成24年3月31日に公布され、平成24年4月1日より施行されることから専決処分をしたものですが、詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、私の提案理由の説明を終わります。

◎議長（堀之内可和君）

次に、担当課長の補足説明を求めます。

報告第1号及び報告第2号について、青木税務課長。

◎税務課長（青木 司君）

（補足の説明・省略）

◎議長（堀之内可和君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

◎議長（堀之内可和君）

次に、質疑・討論・採決を行います。

まず、質疑を行います。

質疑は、順次行います。

始めに、報告第1号 専決処分した事件の承認について、南部町税条例の一部を改正する条例であります。質疑はありませんか。

9番 木内議員。

◎9番議員（木内利明君）

7ページであります。今、税務課長から説明がありました、個人の町民税の税率ということですが、これまでは町民税は、4つの割り方によって設定をして来たけれども、均等割で行くと。それで、500円を加算するということ。

決して反対するものではありませんが、例えば、年金暮らしの人等いろいろな人達が、負担増になって抑えられています。そういう人達に、しわ寄せがいくような気がするのだけれども、所得の低い人達も同じ扱いになっているようですが、ここまでのところはこうだというような控除する範囲はないのか、その話をしていただきたい。

◎議長（堀之内可和君）

青木税務課長。

◎税務課長（青木 司君）

9番議員さんのご質問に、お答えをいたします。

平成26年度から10年間の、個人町民税均等割の500円の増額であります。所得の低い方、本人のみの場合で所得が28万円以下の方等、或いは、身体障害者・寡婦等で所得が125万円以下の方につきましては、非課税でありますので、この500円は課税されません。

以上です。

◎議長（堀之内可和君）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号の質疑を終了いたします。

次に、報告第2号 専決処分した事件の承認について、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号の質疑を終了いたします。

以上で、質疑を終結いたします。

これより、報告第1号及び報告第2号についての討論を行います。  
報告第1号及び第2号について、一括で討論を行います。討論はありませんか。

( な し )

◎議長（堀之内可和君）

討論なしと認めます。

以上で、報告第1号及び第2号の討論を終了いたします。

以上で、討論を終結いたします。

これより、報告第1号及び第2号についての採決を行います。

まず、報告第1号 専決処分した事件の承認について、南部町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

◎議長（堀之内可和君）

起立全員であります。

よって、報告第1号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第2号 専決処分した事件の承認について、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。これについて、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

◎議長（堀之内可和君）

起立全員であります。

よって、報告第2号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第32号 教育委員会委員の任命について、議案第33号から議案第35号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

以上4件についてを一括議題として、町長の提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

◎町長（佐野和広君）

それでは、議案32号から議案第35号についてであります。4月30日の任期満了に伴い、議会の同意をいただかなければ、選任することができないためお願いをする、教育委員会委員1件及び、固定資産評価審査委員会委員の選任についての3件の人事案件であります。

議案第32号は、平成24年4月30日の任期満了に伴う、教育委員会委員の任命について、南部町成島1263番地 渡辺拓雄氏の新任を任命するものです。

続いて、議案第33号は、平成24年4月30日の任期満了に伴う、

固定資産評価審査委員会委員に、任期を3年とし、南部町内船7475番地 若林司郎氏、再任であります。

議案34号は、同じく南部町井出1397番地 佐野欣之介氏、再任であります。

議案第35号は、同じく南部町万沢4210番地 望月卓次氏、再任であります。

よろしくご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げ、私からの提案理由の説明を、終わらせていただきます。

◎議長（堀之内可和君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

この案件は、人事案件でありますので、質疑・討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし の声）

◎議長（堀之内可和君）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して、直ちに採決に入ることに決定いたしました。

始めに、議案第32号 教育委員会委員の任命についての件を採決いたします。本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

◎議長（堀之内可和君）

起立全員であります。

よって、議案第32号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第33号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決いたします。本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

◎議長（堀之内可和君）

起立全員であります。

よって、議案第33号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第34号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決いたします。本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

◎議長（堀之内可和君）

起立全員であります。

よって、議案第34号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第35号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決いたします。本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

◎議長（堀之内可和君）

起立全員であります。

よって、議案第35号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

◎議長（堀之内可和君）

ここで、教育委員長から発言を求められていますので、これを許します。

尾山幹雄教育委員長。

◎教育委員長（尾山幹雄君）

4年間、大変お世話になりました。そのうえ、この様な挨拶の機会を与えていただき、誠にありがとうございます。

「子どもたちのために、より良い教育環境を」を念頭に、教育委員会は平成20年11月17日、南部町立小中学校適正規模等検討委員会の答申を受けて、協議を重ね、翌21年3月6日、町長に具申書を提出。

以来、地区説明会、地区統廃合検討委員会等の開催を経て、町長が学校統廃合方針を定め、平成22年1月22日、南部町立小中学校設置条例の一部を改正する条例案が、議決されました。

平成23年3月31日には、中学校3校が閉校され、4月1日、新南部中学校開校の運びとなりました。

以来、校旗・校章・校歌の制定等の体制を整え、子どもたちが生き生きと学ぶ、活力ある中学校が生まれることになりました。

私が、教育委員として、この4年に及ぶ中学校統廃合の過程を共に歩み、その成果を見届けることができましたのも、偏に、皆様方のご支援ご協力、ご理解の賜物と、ここに深く感謝申し上げる次第であります。

さて現在、教育委員会では、小学校の統廃合が妥当であるかについての問題。防災に係わる学校と行政と地域の連携の在り方。基礎学力向上のための施策等が、検討審議されております。

この様に、純粹に南部町の子どもたちのため、あるべき教育の姿を求めて、ただそのことのためにのみ集うて考える、教育委員会という組織のあり様を、私は常に誇りに思っております。

それ故、近來、とかく教育委員会のあり方が取り沙汰されておりますが、教育委員会の位置づけ、即ち、教育においては、政治的中立性と安

定性の確保が強く要請される。このため、選挙で選ばれる地方公共団体の長から、独立した行政委員会としての教育委員会が置かれ、教育委員会と長は、それぞれに属する権限の範囲内において、相互に対等且つ独立にその事務を執行する、とする位置づけの定義を、肯定したいと考えております。

この間、町長も、町議会議長をはじめとする議員の方々も、教育委員会のあり様を、常に尊重していただいていると感じてまいりました。

このことに関しましても、改めて感謝申し上げたいと存じます。

「一流の田舎町」 私は、この言葉がだんだん好きになってまいりました。私も、今後一町民として、常にこれを意識してまいりたいと考えております。

田舎町とは言え、一流の文化の町。田舎町とは言え、一流のスポーツの町。田舎町とは言え、一流の教育の町。田舎町とは言え、一流の自然の町。田舎町とは言え、一流の政治の町。お互いにそれぞれの立場で、かんばろうではありませんか。

以上をもちまして、私の退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（堀之内可和君）

以上で、尾山幹雄教育委員長の挨拶を終わります。

尾山幹雄教育委員長には、4年間、教育委員として、南部町の教育行政の推進に多大なご尽力をいただき、誠にありがとうございました。

これからも、健康に留意され、今後ともご指導の程よろしくお願いいたします。

---

◎議長（堀之内可和君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

よって、本臨時会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、平成24年南部町議会第2回臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

---

閉会 午前10時30分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成24年4月24日

南部町議会議長

堀之内可和

会議録署名議員

佐野哲也

会議録署名議員

仲亀七郎

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 望月哲也